

令和5年度愛宕小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、子供の尊厳が守られ、子供をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

また、いじめは、いじめられた子供の生命、心身または財産に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの子供も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、子供が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。子供一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

【いじめの定義】(文部科学省)平成25年度より

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについて警察と連携した対応をとることが必要である。

2 いじめ防止等対策のための組織

(1) いじめのとらえ(抵触する可能性のある刑事法規)

(文部科学省「学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」)

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる(オンラインゲーム等を含む) (脅迫、名誉毀損、侮辱)

イ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする(暴行、傷害)

ウ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする(暴行)

エ 金品をたかられる(恐喝)

オ 品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする(窃盗、器物破損)

カ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする(強要、強制わいせつ)

キ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる(名誉毀損、侮辱)

(2) 「いじめ防止対策組織」の役割

「いじめ対策委員会」では、校長、教頭、教務主任、校務主任、生活指導主任、いじめ主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。さらに、学校サポーター(警察OB)などの関係する外部専門家等を加える。

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・別紙1【いじめ防止にかかる年間計画】のように年間計画を立てて取り組みを実施し、学校におけるいじめ防止策の検証を行う。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知と職員の共通理解を図る。
 - ・生活アンケートや個人面談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・校内ホームページに「いじめ対策基本方針」と「Stop the いじめアクションプラン」を掲載する。生活の様子を伝えるために学校評価結果を公表する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

① 未然防止の考え方

いじめ問題において、未然防止に取り組むことが大切である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む。児童・保護者の意識や背景等を把握し、予防的、開発的な取組を実施する。

② 取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、思いやりをもって共に成長していく学級・学校づくり（全校レクリエーションなどの活動）を推進する。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心を育てる。また、岡崎市民としての「おかざきの心の醸成」を図り、たくましい心と市民としての誇りを育てる。

エ 学校通信や学級通信等に心を育てる内容の記事を掲載し、いじめの起きない学年、学級づくりに努める。

オ 情報モラル教育を推進し、児童がスマートフォンやタブレットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

ネットインストラクターや通信キャリア会社の専門員等からのネット利用における安心安全な利用のための講座を実施（年2回程度）し、全校で学習する。

(2) いじめの早期発見の取組

① 早期発見の考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながることから、日頃から教職員と児童・保護者との信頼関係を築くことが大切である。またいじめは、教職員や保護者などの大人が気づきにくいところで行われ、潜在化している可能性を認識し、教職員がアンテナを高くし、児童の小さな変化を察知することが重要である。

すべての教職員で、児童に関わる情報を共有するとともに、保護者とも連携して情報を集め、早期発見に努める。

② 取組

ア いじめに関わる項目のある生活アンケートを定期的実施（年5回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 生活アンケートの結果や日頃の様子を基にして、個人面談を実施し、教師が直接児童と話す場を設定する。（年5回）

ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、希望によりスクールカウンセラーや養護教諭等との教育相談を受けることができるようにする。

エ 教師は、授業中、給食、休み時間など学校生活中の児童の様子をよく観察し、その変化を把握する。

オ 全教職員による児童理解についての情報交換を実施（月に1回程度）し、児童の様子や変化について情報共有する。

カ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する取組

① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。

⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 いじめが起こったときの対応（担任が行うこと）

(1) いじめを疑う事案が発覚したら生活指導担当者や役職に報告

(2) 担任は、生活指導担当者や役職といじめ対策委員会を開き指導の方向を決定

(3) いじめに気が付いたこと、訴えがあったことについての事実確認

①いじめられた本人からの聞き取り

②いじめたとされる児童への聞き取り

③見ていただろう児童への聞き取り、アンケート

④聞き取り内容との検証・精査をする。

⑤児童への聞き取りや指導については、相談・報告しながら進める。

(4) いじめが事実であった場合

- ① いじめた児童について、事実から指導をする。反省を促す。
※事実を認めなかったり、反省をしなかったりする場合は、周囲児童の事実認識から、粘り強く指導する。必要があれば、生徒指導担当、役職者などを加える。
- ② いじめた児童・生徒からいじめられた児童への謝罪をする。
- ③ 保護者へ指導内容を通知する。
- ④ 保護者と面談するときは、役職者が同席する。
- ⑤ 該当児童に対して、継続して観察し、いじめが繰り返さないようにする。
- ⑥ 週末、月末などにいじめられた児童の保護者から、その後の様子を聞き取る。
- ⑦ 解決しない場合は、継続して指導をする。

(5) ネットいじめだと考えられる場合

- ・ 誹謗中傷を書き込むことはいじめであり、画像を無断でアップすることは肖像権の侵害で、許される行為ではないこと。
- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- ・ 書き込み等削除手順
 - ① 掲示板などのアドレスを記録し、状態を印刷するか撮影指摘録を残す。
 - ② 掲示板等の管理人に依頼する。または掲示板プロバイダに依頼する。
 - ③ 削除されない場合は、警察・法務局に相談する。

(6) いじめが事実でない場合

- ① 該当児童に、いじめの事実ではないことを説明する。
- ② 保護者からの訴えであれば、いじめられたとされる児童、いじめたとされる児童の保護者に説明する。

5 重大事態への対応

(1) 対応手順

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「いじめ対策委員会」を設置し、別紙2「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 関係調査

学校は、事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に調査をする。また、事案に応じて適切なスクールカウンセラーなど専門家を加える。

(3) 情報提供

調査を行った場合は、被害児童・保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、アンケートとにより、実効性のある取組となるよう努める。

- ① 学校関係者評価委員会において、評議委員より評価を受けて、取組を見直す。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ児童、保護者、教職員の教育活動診断アンケートを実施（年に1回）する。

上記の2点を基に、いじめ対策委員会において、R P D C Aサイクル（Research →

Plan → Do → Check → Action) で見直す。

7 その他

(1) 校内現職研修

いじめ防止に関する校内研修を実施（年2回、2学期と3学期）し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質・能力向上に努める。

(2) 保護者への公表

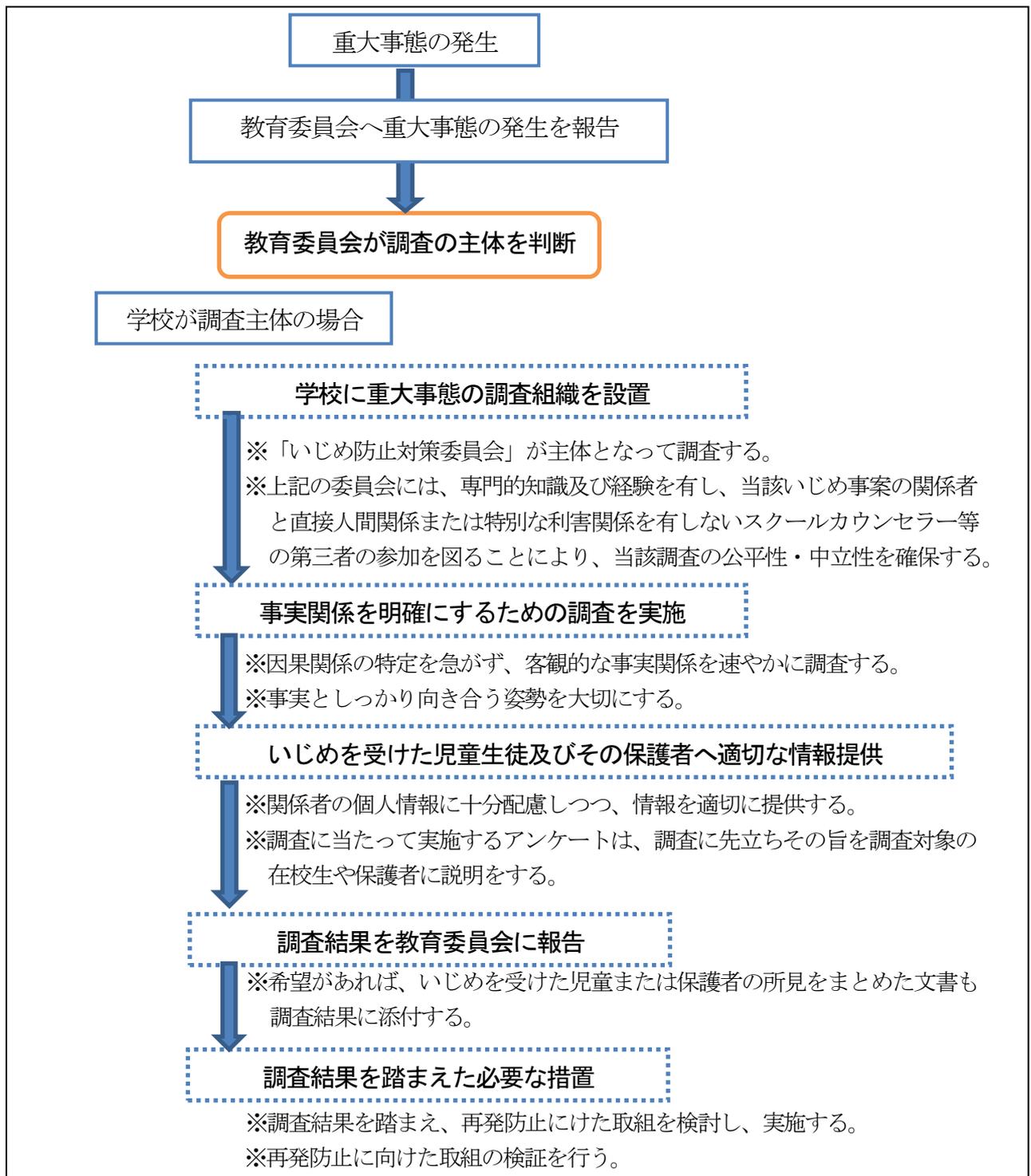
「学校いじめ基本方針」は、年度初めに保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載して公表する。

別紙1【いじめ防止にかかる年間計画】

日程	計画
4月	学校いじめ防止基本方針のHPの掲載 校内研修①いじめ防止基本方針の確認と周知 身体測定 <u>一年生を迎える会（児童企画のレクリエーション）</u> ネットモラル講習（タブレットスタートアッププログラム兼ねる）
5月	生活アンケートの実施と個人面談
6月	生活アンケートの実施と個人面談 学校評価委員会① WebQ Uの実施（全校児童）
7月	個別懇談会（保護者会） 夏を楽しむ会
8月	教師力アップセミナーへの参加
9月	身体測定 <u>校内研修②WebQ Uの結果分析と今後の対策の検討会</u>
10月	生活アンケートの実施と個人面談
11月	生活アンケートの実施と個人面談 情報モラル講習 Stopいじめ集会（啓発活動）
12月	人権にかかわる道徳授業の実施 人権を守る標語作成 個別懇談会（保護者会） 冬を楽しむ会
1月	身体測定
2月	生活アンケートの実施と個人面談 <u>児童企画の全校レクリエーション集会</u> 保護者向け学校評価アンケートの実施 学校評価委員会② <u>校内研修③「基本方針」の見直し</u>

※毎月の職員会後にいじめ・長期欠席児童の情報を共有し検討会を行う。

別紙2【重大事態の対応フロー図】



【いじめ相談電話等、外部の相談機関】

- ◆西三河児童・障害者相談センター ☎27-2779
- ◆岡崎市キッズ心の電話 ☎83-5660
- ◆子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- ◆こころの健康電話 ☎0570-06-4556
- ◆愛知県警ヤングテレホン ☎052-764-1611